

第 8 7 号議案

蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

施設及び設備器具の使用料の改定等を行うため提案する。

蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例（昭和５９年蒲郡市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１ふれあい会館の項中「和室」を「多目的室」に改める。

別表第２(１)の表体育館の部中「２，８００」を「３，３００」に、「５，２００」を「６，２００」に、「７，４００」を「８，８００」に改め、同表ふれあい会館の

「

部中	和室	午前	1,000
		午後	1,200
		夜間	1,500

」

「

を	多目的室	午前	
		午後	
		夜間	

」

1, 300	に改める。
1, 500	
1, 900	

」

別表第２(２)の表体育館競技場の部中「

バスケットボール器具	１組	
------------	----	--

300	を	冷暖房設備	1 時間	1 , 300	に改め、
		バスケットボール器具	1 組	300	

同部バレーボール器具の項中「１５０」を「２００」に改め、同部バドミントン器具の項中「７０」を「１００」に改め、同部庭球器具の項を削り、同部卓球器具の項中「７０」を「１００」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日前に同日以後の利用について許可を受けた者からは、改正

前の蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、同日前においても当該利用に係る改正後の蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。